



生徒支援だより

No.18

No！いじめ！生活委員会主催「いじめ防止標語」

今年も残すところあと2か月となりました。季節の変わり目で寒暖の差もあります。健康に気を付けて過ごしていきましょう。

さて、生活委員会が主催していた「いじめ防止標語」を紹介します。西崎中学校では「いじめ防止対策推進法」という法律を受け、いじめ防止基本方針（ホームページに掲載）を定めています。改めていじめは犯罪行為であることを理解し、人を傷つける行為は絶対にしてはいけません。各学級で決めたいじめ防止宣言を再確認し、生徒みんなにとって居心地いい西崎中学校にしていきたいと思います。

1 学年

言葉はね	いじめを起こす	可能性
いじめはね	ささいなことも	傷つくよ
やっていない	いじめた人の	第一声
いじめはね	言葉の刃物	危険だよ
「お前やれ」	命令するより	「思いやれ」

2 学年

悪口は	いじめにつながる	核兵器
いじめはね	人を傷つける	やめようね
人生は	行動次第	大切に
いじめはね	よくない事だ	やめようね
いじめはね	命に関わる	やめましょう

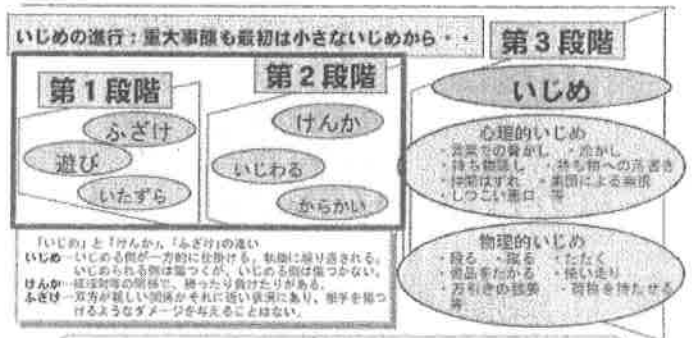
3 学年

伝えよう	君の心の	その痛み
人の個性	受け入れてみたら	変わる未来
いじめの火	油じゃなくて	水かけて
平和の輪	広げていこう	自分から
思いやり	気持ちを尊重	お互いに

来週は西中祭！お互いを尊重し合い、充実した学校行事にしましょう！



《いじめの定義》 「いじめ防止対策推進法より」
 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等も含む。）であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。（表現を一部簡略化しています。）



第1段階で止めたい！
 人に嫌な思いをさせない！ Noちくちく言葉
 相手を思いやり、ふわふわ言葉を使おう

いじめは犯罪行為です

「いじめ防止対策推進法」という法律が定められています！
 場合によっては、刑法で罰せられます。

- 名誉毀損罪：悪口を言う（インターネット上も含む）
- 強要罪：断れない状況を作り、万引きをさせる
- 窃盗罪：物を盗まれる：窃盗罪
- 器物損壊罪：相手の物を壊す、捨てる、隠す
- 恐喝罪：金品を取り上げる
- 脅迫罪：脅すような文章を送る
- 暴行罪・傷害罪：殴る、蹴る など



最悪、命を絶ってしまう・・・取り返しがつかない！